



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県農業近代化資金 例 規 集

令和7年9月
埼玉県農林部農業支援課

*** 目 次 ***

1	埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱	本文		3
		様式		1 6
2	埼玉県農業近代化資金取扱要領	本文		3 4
		様式		5 6
3	埼玉県農業近代化資金取扱基準			9 4
4	農業制度資金集計システム処理要領	本文		1 0 0
		様式		1 1 5
5	農業近代化資金取扱い融資機関コード表			1 2 6
6	埼玉県農業近代化資金利子補給規程			1 3 1
7	埼玉県農業振興資金			1 3 4
8	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（国）			1 3 7

その他、国の農業近代化資金融通法や各種通知、特別融資制度推進会議設置要綱は農林水産省のホームページに最新版がありますのでご覧ください。

★「農林水産省 資金 法律」で検索

※推進会議設置要綱は「農林水産省 公庫 法律」で検索

埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱

目次

- 第1 趣旨
- 第2 対象資金等
- 第3 農業者の手続等
 - 1 経営改善資金計画書の作成等
 - 2 融資審査
 - 3 債権保全措置
 - 4 その他
- 第4 窓口機関等
- 第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続
 - 1 窓口機関の融資相談対応等
 - 2 窓口機関から関係機関への通知
 - 3 融資機関相互の分担関係の基準
 - 4 融資機関等の審査
 - 5 融資審査結果の窓口機関への通知
 - 6 借入希望者への通知
 - 7 融資実行後の措置
- 第6 その他
- 別紙1（第3の1関係）借入申込希望書兼経営改善資金計画書、個人情報の取扱いに関する同意書（(1)又は(2)のいずれかを使用）
- 別紙2（第3の1関係）認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書
- 別紙3（第3の2関係）経営改善資金計画書の審査の考え方
- 別紙4（第5の2関係）経営改善資金計画認定通知書
- 別紙5（第5の6関係）前向き制度資金借入申込の融資の可否通知書兼審査の結果通知書
- 別紙6（第5の6関係）前向き制度資金借入申込の融資審査状況通知書
- 参考様式1（第3の4関係）○年の経営状況報告書（△年目）
- 参考様式2（第5の6関係）融資審査等総括表
- 参考様式3（第5の6関係）借入申込書
- 参考様式4（第5の6関係）借入申込書兼債務保証委託申込書

第1 趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

第2 対象資金等

- 1 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
1 農業近代化資金 （農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） ① 認定農業者向け（注1、2） ② 認定新規就農者向け（注4） ③ その他担い手向け	農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給 〔2の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない〕	
2 株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。） （1）農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）（注3） （農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定農業者向け〕 （2）経営体育成強化資金（注5） （経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金をいう。以下同じ。） ① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け		

(3) 農業改良資金（注6） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔その他担い手向け〕	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能） （1又は2（1）若しくは（2）若しくは（4）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない）	特別の場合の長期資金（無利子）
(4) 青年等就農資金 （青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定新規就農者向け〕	認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能） （1又は2（2）若しくは（3）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない）	

（注1）「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。

（注2）認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金について同じ。

（注3）クイック融資（スーパーL資金）による農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、「クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について」（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知）に定めるところにより対応するものとする。

（注4）「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。

（注5）経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1

日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知) により対応するものとする。
(注 6) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第 4 の 1 に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

- 2 認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 経営第 7210 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める資金をいう。）の融通を受けることが可能である。

第3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

ただし、1 の(6)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）に

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に

1 の(1)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙 1 の(1)又は(2)）（以下「経営改善資金計画書」という。）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等（第 5 の 2 の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね 5 年間の経営改善資金計画書を別紙 1 の(1)又は(2)により作成し、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、借入希望額が個人にあっては 700 万円以下（青色申告を実施しているものは 1000 万円以下）、法人にあっては 3000 万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）にあっては、別紙 1 の(1)又は(2)の経営改善資金計画書のうち別紙 1 の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたも

の（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする（ただし、被災借入希望者を除く。）。

- (2) 認定農業者にあつては農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを併せて提出するものとする。

なお、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙2の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

- (3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。

- (4) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載不備を理由に、(6)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（県、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）等をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

- (5) (6)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に原則として電磁的記録により送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

- (6) 経営改善資金計画書等（(1)及び(2)の規定に基づき、借入希望者等が、並びに(5)の規定に基づき県が窓口機関に提出する書類。以下同じ。）の提出先は、第4の1に定める窓口機関とする。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、県（農業制度資金担当課又は農林振興センター等）に照会できるものとする。

- (7) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮するものとする。

2 融資審査

- (1) 第5の2により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、
- ア 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - イ 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか
 - ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか
- について責任をもって判断するものとする。
- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。
- (3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間農林振興センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、農林振興センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- （注）農業信用基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。
- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る農業信用基金協会の保証については、2の融資審査をクリアすることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、ア又はウの額をいい、青年等就農資金にあつては、イの額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個

人連帯保証なしで農業信用基金協会による保証を行うものとする。

ア 認定農業者に貸し付けられるもの

個人 1800 万円（法人 3600 万円）

イ 認定新規就農者に貸し付けられるもの

3700 万円（青年等就農資金基本要綱第 3 の 3 ただし書の場合にあっては 1 億円）

ウ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人 1500 万円（法人 3000 万円（任意団体も同じ。））

- (4) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1 年間農林振興センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1 年後に再度判断を行うものとする。ただし、当該場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、農林振興センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

4 その他

- (1) 借入希望者は、第 5 の 6 の(2)により、経営改善資金計画書等の窓口機関への提出から、原則として、1 月半以内に融資の可否についての回答を受けられることとなっている。

1 月半以内に手続が終了しない場合には、窓口機関からその理由の説明がなされることになっているが、説明がない場合には、借入希望者は窓口機関に問い合わせることができる。

- (2) 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、融資機関から経営状況の報告を求められた場合、参考様式 1 又は参考様式 1 を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

第 4 窓口機関等

- 1 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次のとおりとする。

- (1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関及び公庫の受託金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合）
- (2) 公庫

- 2 県は、毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底（借入希望者からの照会への適切な対応を含む。）に努めるものとする。

- 3 県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については窓口機関から除外できるものとする。県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関からも除外する方向で手続を進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。
- 4 県（農業制度資金担当課及び農林振興センター等）は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、別途定める苦情等相談処理簿を整備するものとする。

第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備するものとする。

また、窓口機関は、第3の1の(4)に基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2 窓口機関から関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。（ただし、個人情報の取扱いについては第6の4及び5に留意することとする。）

なお、窓口機関が関係書類の写しを特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(5)までの各手続を窓口機関に代わって行えることとする。

- (1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。

ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続を行った場合であり、かつ、3の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

- (2) 窓口機関は、直ちに農林振興センターに関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。
- (3) 窓口機関は、3の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。）ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付することとする。
- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の手続を行うこととする。

ア (1)から(3)までの手続を行う(第3のア～ウに該当する場合は除く。)とともに、次に掲げる推進会議の構成員に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

(ア) 借入申込案件について、推進会議が資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(当該借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会)に委任する場合 当該委任を受けた融資機関

(イ) (ア)に該当しない場合 推進会議の事務局その他直接関係を有する構成機関

イ 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金(認定就農計画に基づく場合に限る。)、農業近代化資金及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定(農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を求め、別紙4の経営改善資金計画認定通知書により認定を受けるものとする。

なお、推進会議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ウ 農業改良資金の貸付けについては経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないが、推進会議が特に必要と認める場合には、メンバー間で経営改善資金計画の内容について協議するものとする。

(5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1)から(3)までの手続を含め(第3のア～ウに該当する場合は除く。)、(4)のアの(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付し、経営改善資金計画についての認定(経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を求め、別紙4の経営改善資金計画認定通知書により認定を受けるものとする。

なお、推進会議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

(6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を埼玉県農業経営・就農支援センターに随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

3 融資機関相互の分担関係の基準

(1) 公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、

ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応する(認定新規

就農者向けの資金は除く。)

イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が対応する

ウ 借入額が認定農業者については 1800 万円（法人は 3600 万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については 1500 万円（法人は 3000 万円（任意団体も同じ。））を超える場合は、当該超える部分は公庫が対応する（農業改良資金を除く。）

エ 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。

オ これら以外については民間金融機関が対応することを基本とする。

なお、公庫と民間金融機関の協議によって、分担関係の基準を修正することができるものとする。

- (2) 農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は、農林振興センター等県関係部課と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

4 融資機関等の審査

- (1) 融資機関は、3 の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。
- (2) 借入希望者が機関保証を希望しており、民間金融機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。
- (3) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については県の利子補給承認手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 6 条に規定する県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。
- (4) 融資審査を進める中で、融資機関としては融資できない可能性が高いときは、窓口機関の受理から 3 週間以内に、他の融資機関（公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

5 融資審査結果の窓口機関への通知

窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。

6 借入希望者への通知

- (1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (2) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として、1 月半以内に借入希

望者に別紙5により融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を別紙6により通知するものとする。

- (3) (2)の場合において、融資を行わないときは、参考様式2又は参考様式2を参考にして当該融資機関が定める様式により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。
- (4) 融資を行う場合は、(2)のほか、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を別紙5により通知するとともに、正式な借入申込書（参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（参考様式4又は参考様式4を参考にして当該融資機関が定める様式））等の提出を求め、(2)の融資の可否通知から2週間以内にすべての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるものとする。

なお、第3の本文ただし書の手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続）によるときは、経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を求めても差し支えないものとする。

7 融資実行後の措置

- (1) 融資機関は、第3の4の(2)に基づき、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。
- (2) 融資機関は、第6の2の円滑な実施のため農林振興センターから求められた場合には、遅延なく、第3の4の(2)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該農林振興センターに原則として電磁的記録により送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、農林振興センターが濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該農林振興センターに原則として電磁的記録により送付するものとする。

第6 その他

- 1 県及び関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。
- 2 農林振興センターは、本要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
- 3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、

法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

- 4 窓口機関、県その他の関係する機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、埼玉県個人情報保護条例（平成6年条例第5号）その他の法令等の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 5 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。
- 6 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、本要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月28日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第3の1により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、本要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

2 適用以前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月9日から施行する。ただし、第3の1の(3)の規定は令和4年6月1日から施行する。

2 施行以前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年9月11日から施行する。

借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書(個人)(兼計画認定申請書)

御中

※提出する窓口機関名を記載。

(留意事項)

本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』等と記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

(並びに 市町村特別融資制度推進会議会長 様)

年 月 日

郵便番号

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

生年月日〔 年 月 日生(歳)〕

1 計画期間(直近期(注1): 年) 年(計画1年目)(注2) ~ 年(計画5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済の青色申告・白色申告の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。

(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 借入希望額・借入制度資金等

ア 制度資金借入希望額(合計) 千円

イ 借入希望制度資金(注3) ☐ 公庫資金 (スーパーL資金) ☐ 農業近代化資金 ☐ どの資金でも可

ウ クイック融資(注3・4) ☐ 希望する ☐ 希望しない

エ 農業信用基金協会保証(注3) ☐ 希望する ☐ 希望しない

(注3)該当する項目をチェックすること

(注4)クイック融資は、スーパーL資金のみ。利用には一定の要件があるため事前に窓口機関に確認の上、チェックすること。

3 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者 ☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ どちらでもない

イ 労働力

家族従業者(農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
続柄	年齢	農業従事日数		備考
		現状	目標年	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	

従業員数(家族従事者除く)		
雇用形態	現状	目標年
常時雇用 (実人数)	人	人
臨時職員 (パート・アルバイト) (延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田 (うち借地)	a (a)
畑 (うち借地)	a (a)
樹園地 (うち借地)	a (a)
採草放牧地 (うち借地)	a (a)
施設面積	棟 m ²
常時飼養家畜	種類 頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

①農業共済へ加入済(今後加入予定を含む) ☐

②収入保険へ加入済(今後加入予定を含む) ☐

③法人化の意向あり(検討したい場合を含む) ☐

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名・既往借入金金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

☐ 個人情報の取扱いについて同意する

4 事業計画

ア 事業計画概要(経営改善を図るための方策を具体的に記載。)

※農業改良資金の借入を希望する場合、新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容についても記載。

イ 投資計画・資金計画

【金額単位:千円】

No.	実施年	種類	数量	規模・能力	必要額	資金計画			
						借入金		補助金	自己資金
						制度資金	その他		
1					0				
2					0				
3					0				
4					0				
5					0				
合 計					0	0	0	0	0

資金計画のうち借入金の内訳

【金額単位:千円】

該当計画 (注5)	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定) (うち据置期間)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)

(注5)投資計画・資金計画に対応したNo.を記載。同一のNo.の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一のNo.を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支実績・計画(収支計画を作成する場合は、本項目は省略可)

区 分	直近実績(農業部門)(注6)		目標年(農業部門)	
	主要第一品目	主要第二品目	主要第一品目	主要第二品目
品 目				
生産規模(単位)(注6)	()	()	()	()
生産量(単位)(注6)	()	()	()	()
収入金額	千円	千円	千円	千円

(注6)品目に合わせて、生産規模(例:a、㎡、頭、千羽)・生産量(例:kg、t、千本、千鉢、頭、羽)の単位を記載。

【金額単位:千円】

区分	直近実績(注7・8)			目標年(注7)		
	計	農業	農外	計	農業	農外
収 入①	0			0		
支 出②	0					
うち減価償却費③	0					
所 得④(①-②)	0	0	0	0		
家計費等⑤		農業所得割合 (農業所得/所得計)				
償還財源(③+④-⑤)	0			0		
償還元金		%				
既往総借入金残高						
預貯金残高						

(注7)・各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金等は農業収入に含め、年金、祝金等は農外収入に含めること。

・所得は、青色申告の場合は各種引当金・準備金等考慮前の差引金額を、白色申告の場合は、専従者控除前の所得金額を記載。

・償還元金は、農業以外の借入金も含めること。

(注8)特別の事情があるときは、既往総借入金残高・預貯金残高を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

【添付書類】最近3か年の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書等
(ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の提出で可)

【収支計画例(個人)】(注)各金融機関の所定様式を使用しても差し支えない。

【金額単位:千円】

		単位 (注1)	直近実績 (注2)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目 (目標年)	備 考
農業粗収入			0	0	0	0	0	0	
記入例 水 稻	経営規模	a							
	生産量	kg							
	収入金額								
	経営規模								
	生産量								
	収入金額								
	経営規模								
	生産量								
	収入金額								
	経営規模								
	生産量								
	収入金額								
作業受託収入									
その他()									
農業経営費			0	0	0	0	0	0	
原材料費									
施設・機械費									
減価償却費									
出荷販売経費									
雇用労賃									
支払利息									
支払地代									
その他									
農業所得			0	0	0	0	0	0	
農外所得									
年金被贈等									
農家総所得			0	0	0	0	0	0	
家計費									
租税公課									
償還財源			0	0	0	0	0	0	
償還元金									
差引余剰				0	0	0	0	0	
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
負債合計			0	0	0	0	0	0	

(注1)品目に合わせて、生産規模(例:a、㎡、頭、千羽)・生産量(例:kg、t、千本、千鉢、頭、羽)の単位を記載。

(注2)特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書(法人・団体) (兼計画認定申請書)

※提出する窓口機関名を記載。

御中

(留意事項)
本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』等と記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

年 月 日

(並びに 市町村特別融資制度推進会議会長 様)

郵便番号

住 所

電話番号

フリガナ

法人・団体を

代表者

生年月日〔 年 月 日生(歳)〕

(注1)

(注2)

1 計画期間 (直近期: 年/ 月期) 年/ 月期(計画1年目) ~ 年/ 0 月期(5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済決算書の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。

(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 借入希望額・借入制度資金等

ア 制度資金借入希望額(合計) 千円

イ 借入希望制度資金(注3) ☐ 公庫資金 (スーパーL資金) ☐ 農業近代化資金 ☐ どの資金でも可

ウ クイック融資(注3・4) ☐ 希望する ☐ 希望しない

エ 農業信用基金協会保証(注3) ☐ 希望する ☐ 希望しない

(注3)該当する項目をチェックすること

(注4)クイック融資は、スーパーL資金のみ。利用には一定の要件があるため事前に窓口機関に確認の上、チェックすること。

3 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者 ☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ どちらでもない

イ 法人・団体の概要

設立年月	年	月	資本金	千円		構成戸数	戸	
構成員氏名	年齢	役職担当	出資口数	法人・団体従事日数		従業員数		
				現状	目標年	雇用形態	現状	目標年
						常時雇用 (実人数)	人	人
						臨時職員 (パート・アルバイト) (延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田 (うち借地)	a (a)
畑 (うち借地)	a (a)
樹園地 (うち借地)	a (a)
採草放牧地 (うち借地)	a (a)
施設面積	棟 m ²
常時飼養家畜	種類 頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

①農業共済へ加入済(今後加入予定を含む) ☐

②収入保険へ加入済(今後加入予定を含む) ☐

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名・既往借入金金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

☐ 個人情報の取扱いについて同意する

4 事業計画

ア 事業計画概要(経営改善を図るための方策を具体的に記載。)

※農業改良資金の借入を希望する場合、新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容についても記載。

イ 投資計画・資金計画

【金額単位:千円】

No.	実施年	種類	数量	規模・能力	必要額	資金計画			
						借入金		補助金	自己資金
						制度資金	その他		
1					0				
2					0				
3					0				
4					0				
5					0				
合 計					0	0	0	0	0

資金計画のうち借入金の内訳

【金額単位:千円】

該当計画 (注5)	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定) (うち据置期間)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)

(注5)投資計画・資金計画に対応したNo.を記載。同一のNo.の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一のNo.を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支実績・計画(収支計画を作成する場合は、本項目は省略可)

区 分	直近実績(農業部門)(注6)		目標年(農業部門)	
	主要第一品目	主要第二品目	主要第一品目	主要第二品目
品 目				
生産規模(単位)(注6)	()	()	()	()
生産量(単位)(注6)	()	()	()	()
収入金額	千円	千円	千円	千円

(注6)品目に合わせて、生産規模(例:a、㎡、頭、千羽)・生産量(例:kg、t、千本、千鉢、頭、羽)の単位を記載。

【金額単位:千円】

区分	直近実績(注7)			目標年		
	計	農業	農外	計	農業	農外
売 上①	0			0		
売上原価②						
うち減価償却費③						
売上総利益④(①-②)	0			0		
販売管理費⑤						
うち減価償却費③						
営業利益(④-⑤)	0			0		
経常利益						
税引後当期利益⑥						
償還財源(⑥+③)	0	農業売上割合 (農業売上/売上計)		0		
償還元金						
既往総借入金残高						
資本(純資産)						

(注7)特別の事情があるときは、既往総借入金残高・預貯金残高を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。
【添付書類】最近3か年の決算書(附属明細書を含む)等 (ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の提出で可)

【収支計画例(法人・団体)】(注)各金融機関の所定様式を使用しても差し支えない。

【金額単位:千円】

		単位 (注1)	直近実績 (注2)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目 (目標年)	備 考
売 上			0	0	0	0	0	0	
記入例 水 稻	経営規模	a							
	生産量	kg							
	売上高								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
その他()									
売上原価			0	0	0	0	0	0	
期首商製品棚卸高									
当期商品仕入高									
当期製品製造原価			0	0	0	0	0	0	
材料費									
労務費									
賃借料									
その他経費									
(うち減価償却費)									
期末商製品棚卸高									
売上総利益			0	0	0	0	0	0	
販売費・一般管理費			0	0	0	0	0	0	
役員報酬									
その他人件費									
出荷販売経費									
減価償却費									
営業利益			0	0	0	0	0	0	
営業外利益									
営業外費用			0	0	0	0	0	0	
支払利息									
経常利益			0	0	0	0	0	0	
特別利益									
特別損失									
税引前当期利益			0	0	0	0	0	0	
法人税等充当額									
税引後当期利益			0	0	0	0	0	0	
償還財源			0	0	0	0	0	0	
償還元金									
差引余剰				0	0	0	0	0	
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
負債合計			0	0	0	0	0	0	

(注1)品目に合わせて、生産規模(例:a、㎡、頭、千羽)・生産量(例:kg、t、千本、千鉢、頭、羽)の単位を記載。

(注2)特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

別紙 2 の (1) (第 3 の 1 関係)

認定新規就農者の貸付けに関する意見書

年 月 日

☐	農業協同組合	御 中
☐	信用農業協同組合連合会	
☐	農林中央金庫 支店	
☐	銀行 店	
☐	信用金庫 店	
☐	信用協同組合 店	
☐	株式会社日本政策金融公庫 支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

意見書作成者 埼玉県（又は指導農業士等）

借入希望者	氏 名	
	住 所	

総合意見	☐ 経営改善資金計画書を達成する見込みがある ☐ 経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある
------	---

判断根拠	項 目	判 定	課題の内容等
	適 意 欲		
	技 術 知 識		

課題があると判断される項目がある場合に、その内容や課題克服の見込みを記載する。
「判定欄」の記載は、◎…妥当、○…課題はあるが概ね妥当、△…疑義あり

就農後の 指導支援	(作成支援者等による指導・支援体制)
--------------	--------------------

(別紙 2 の (1) (第 3 の 1 関係))

(記載要領)

1 意見書の作成機関

本意見書は、埼玉県（農林振興センターを含む。）が作成（必要に応じて関係機関の意見を踏まえて作成する場合を含む。）する。また、農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士等も作成することができる。

2 「総合意見」欄

借入希望者が、今回の借り入れにより経営改善資金計画書を達成する見込みについて、3の「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みがある」に、「疑義あり」が有る場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある」の□にチェックを入れる。

3 「判断根拠」欄

「判定」欄に「疑義あり」がある場合にはその理由を記載する。また、「判定」欄に「疑義あり」が無い場合であっても、課題があると判断する場合は、その内容や課題を克服する見込みを記載する。

項目毎の判定にあたっての目線は次のとおり。

(適性・意欲)

農業を行っていくだけの十分な体力があるか

新たに経営を開始するにあたっての経営感覚・意欲を有しているか

地域の一員として協力し、溶け込もうとしているか

借入希望者に、指導・支援を受ける意思はあるか

(技術・知識)

研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けているか

労働力、投資規模、経営改善資金計画書の単価・単位あたり収量は、妥当な水準か

4 就農後の指導・支援

就農後における農林振興センターや研修先、市町村、農業協同組合等による指導・支援についてどの機関が、どの程度の頻度でそれぞれ技術・経営指導の支援を行うのかなど具体的に記載する。

別紙２の（２）（第３の１関係）

確 認 書

年 月 日

☐	農業協同組合	御中
☐	信用農業協同組合連合会	
☐	農林中央金庫 支店	
☐	銀行 店	
☐	信用金庫 店	
☐	信用協同組合 店	
☐	株式会社日本政策金融公庫 支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

埼玉県

下記の借入希望者に係る認定新規就農者の貸付けに関する意見書の内容については、当該意見書作成者の人格・能力等からみて適切であることを確認しました。

記

借入希望者氏名

意見書作成者氏名

意見書作成日 年 月 日

借入申込希望書兼経営改善資金計画書の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 既貸付金の償還は確実に行われているか ○ 経営上の問題点は何か	必要に応じ農林振興センター・市町村等に照会
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。	○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか（技術レベルの判断にあたっては研修実績を考慮する場合には、研修機関が公的機関か民間機関であるかで判断するのではなく、計画を実行するための基本的な技術や知識を身に付けているかどうかを判断するものとする） ※ ○ 計画の内容が過大投資になっていないか	同上
3 収益はどうか。融資返済は可能か。	○ 収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断） ○ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1 年間、農林振興センター等の指導を受けて、1 年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、農林振興センター等の指導を受けて再度判断を行うものとする。

第 号
年 月 日

様

〇〇市町村特別融資制度推進会議会長

経営改善資金計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった経営改善資金計画については、埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱第5の2（4）及び（5）の規定に基づく協議の結果、適当である旨認定したので通知する。

認 定 期 日： 年 月 日
認 定 番 号：

経営改善資金計画認定金額

（単位：千円）

資金名	年度	年度	年度	年度	年度	合 計

（注意事項）

各年の借入れについては、資金の必要時期に借入れの手続きを行ってください。

年 月 日

様

窓口機関名

融資機関名

前向き制度資金借入申込の融資の可否通知書兼
審査の結果通知書

年 月 日付け前向き制度資金借入申込希望書に基づく内容については、下記のとおりです。

記

1 融資の可否について（該当するものに○）

可

否

2 融資の審査結果について（該当するものに○）

- ① 審査の結果については、次の希望内容のとおり融資を認めます。
② 審査の結果については、参考様式 2 融資審査総括票の理由により融資できません。

希望借入額	円
借入希望資金名	1 公庫資金 2 近代化資金
担保提供の可能性	1 物的担保の提供 2 それ以外 ① 機関保証を利用する ② 機関保証を利用しない

年 月 日

様

融資機関名

前向き制度資金借入申込の融資の審査状況通知書

年 月 日付け前向き制度資金借入申込希望書に基づく内容については、下記の理由により、融資審査を継続中であることを通知いたします。

記

希望借入額	円
借入希望資金名	1 公庫資金 2 近代化資金
融資審査の継続理由	
融資の可否通知書の送付予定時期	

○年の経営状況報告書（△年目）（個人）

融資機関あて

(注) この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

月 日

本人氏名

(指導担当者氏名)

この欄のみ記入（他の欄は融資機関が予め記入）

		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	実績／計画 b／a%	次年度計画	5年目計画
農業粗収入							
記入例 水 稲	経営規模						
	生産量						
	収入金額						
	経営規模						
	生産量						
	収入金額						
	経営規模						
	生産量						
	収入金額						
	経営規模						
	生産量						
	収入金額						
作業受託収入							
その他（ ）							
農業経営費							
原材料費							
施設・機械費							
	うち減価償却費						
出荷販売経費							
雇用労賃							
支払利息							
支払地代							
その他							
農業所得							
農外所得							
年金被贈等							
農家総所得							
家計費							
租税公課							
償還財源							
償還元金							
差引余剰							
施設・機械等の設備投資							
農業負債（短期）							
農業負債（長期）							
農外負債							
計							

この欄は自動計算

経営改善資金計画と相違がない場合はその旨を記載すれば足りる。

この欄は自動計算

経営改善資金計画と相違がない場合はその旨を記載すれば足りる。

○年の経営状況報告書（△年目）（法人）

融資機関あて

(注) この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

月 日

本人氏名

(指導担当者氏名)

(金額単位：千円)

		前々年実績	前年計画 a	前年実績	実績／計画 b／a %	次年度計画	5年目計画
売上	記入例 水 稻	経営規模		この欄のみ記入（他の欄は融資機関が予め記入）			
		生産量					
		売上高					
		経営規模		この欄は自動計算			
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他（ ）						
売上原価	期首商製品棚卸高						
	当期商品仕入高						
	当期製品製造原価						
		材料費					
		労務費					
		賃借料					
		その他経費					
		(減価償却)					
	期末商製品棚卸高						
売上総利益							
販売費・一般管理費							
	役員報酬						
	その他人件費						
	出荷販売経費						
	減価償却費						
営業利益							
営業外利益							
営業外費用							
	支払利息						
経常利益							
税引前当期利益							
法人税等充当額							
税引後当期利益							
償還財源							
償還金（元本）							
差引余剰							
施設・機械等の設備投資							
農業負債（短期）							
農業負債（長期）							
農外負債							
計							

※法人格を有しない団体も本報告書に準ずる。

(注) 一つの融資機関単独で融資審査した場合は別途任意様式を使用しても差し支えない。

参考様式2 (第5の6関係)

融資審査等総括表

特定地域であるか否かのチェック欄 特定地域であれば市町村名を○で囲む等		市町村	
		農林振興センター／農協	
		営農類型／規模	
資金借入申込者氏名			

	融資機関記載欄 1 (:)	融資機関記載欄 2 (:)	融資機関記載欄 3 (:)	特別融資制度推進会議記載欄
1 これまでの経営状況はどうなっているのか (経営者の能力)	融資機関名：資金名			
経営マインド	地域の平均と比べて、「平均並み」、「優れている」、「劣っている」、で記入			
技術レベル				
単収				
品質・単価				
規模				
コスト				
家計費				
e t c				
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能なものか	▶ 現状から見て実現可能か ▶ 過大な投資となっていないか			
3 計画が実行された場合に収益はどうなるか、借入金の返済は可能か	▶ 計画の算出基礎となっている単収・単価は無理がないか ▶ 償還は可能か ▶ 単収・価格がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなっているか			
債権保全措置				
担保提供	千円			
農業信用基金協会保証				
融資額	千円	千円	千円	
農業改良資金を活用することについての都道府県の判断	認定の適否： 適 ・ 否			
融資可否の判断				

借入申込書

年 月 日

☐	農業協同組合	御中
☐	埼玉県信用農業協同組合連合会	
☐	農林中央金庫 支店	
☐	銀行 店	
☐	信用金庫 店	
☐	信用組合 店	
☐	株式会社日本政策金融公庫さいたま支店	

提出先の融資機関にチェックを入れてください。郵便番号

住 所

電話番号(自宅又は法人代表)

電話番号(携帯)

フリガナ

氏 名

役職 氏名

生年月日又は設立年月日 年 月 日生(歳)

[法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職 氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載]

資金名		借入期間	年 月 日						
借入金額	千円	うち据置期間	年 月 日						
借入金使途		第1回償還日	年 月 日						
借入予定日	年 月 日	最終償還日	年 月 日						
利 率	年 %	償還方法 (該当番号を記載)	1.元金均等 2.元利均等						
元金の支払い	(償還回数・償還日) 償還回数: 年 月 日 払い 毎年の償還月: ☐ 1月 ☐ 2月 ☐ 3月 ☐ 4月 ☐ 5月 ☐ 6月 ☐ 7月 ☐ 8月 ☐ 9月 ☐ 10月 ☐ 11月 ☐ 12月 毎回の償還日: 毎月 日 (償還回数・償還日) 第 1 回 ~ 第 回 ¥ 円 第 回 ~ 第 回 ¥ 円 第 回 ~ 第 回 ¥ 円								
担 保	所在地	地目種類	筆数						
☐ 有			筆 m ²						
☐ 無			筆 m ²						
連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区分 (該当番号を記載)	住 所(上) 電話番号(下)	氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)	申込者との関係 (口にチェック)	職業又は営業内容 (上) 年収又は年商(下)				
						1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	フリガナ	☐ 配偶者	万円
								☐ 親子	
								☐ 兄弟姉妹	
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	Tel(自宅・法人代表)	年 月 日	☐ その他					
		Tel(携帯)	(歳)						
		1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	フリガナ	☐ 配偶者	万円				
			☐ 親子						
			☐ 兄弟姉妹						
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	Tel(自宅・法人代表)	年 月 日	☐ その他					
		Tel(携帯)	(歳)						
		1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	フリガナ	☐ 配偶者	万円				
	☐ 親子								
	☐ 兄弟姉妹								
1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	Tel(自宅・法人代表)	年 月 日	☐ その他						
	Tel(携帯)	(歳)							

(記入上の注意) 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないください。

借入申込書兼債務保証委託申込書

年 月 日

☐	農業協同組合	御中
☐	埼玉県信用農業協同組合連合会	
☐	農林中央金庫 支店	
☐	銀行 店	
☐	信用金庫 店	
☐	信用組合 店	
☐	株式会社日本政策金融公庫さいたま支店	
☐	埼玉県農業信用基金協会	

提出先の融資機関及び保証機関に
チェックを入れてください。

郵便番号

住 所

電話番号(自宅又は法人代表)

電話番号(携帯)

フリガナ

氏 名

役職 氏名

生年月日又は設立年月日

年 月 日生(歳)

[法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職 氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載]

資金名			借入期間	年 月 日		
借入金額	千円		うち据置期間	年 月 日		
借入金使途			第1回償還日	年 月 日		
借入予定日	年 月 日		最終償還日	年 月 日		
利 率	年 %		償還方法 (該当番号を記載)	1.元金均等 2.元利均等		
	保証料支払方法		償還方法 (該当番号を記載)	1.一括払い 2.分割前取 3.分割後取		
元金の支払い	(償還回数・償還日) 償還回数: 年 月 日 払い 第 1 回 ~ 第 回 ¥ 円 毎年の償還月: ☐ 1月 ☐ 2月 ☐ 3月 ☐ 4月 ☐ 5月 ☐ 6月 ☐ 7月 ☐ 8月 ☐ 9月 ☐ 10月 ☐ 11月 ☐ 12月 毎回の償還日: 毎月 日 第 回 ~ 第 回 ¥ 円					
担 保	所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	
☐ 有			筆	m ²		
☐ 無			筆	m ²		
連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区分 (該当番号を記載)	住所(上) 電話番号(下)	氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (口にチェック)	職業又は営業内容 (上) 年収又は年商(下)
			フリガナ			
			年 月 日			
			(歳)			
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒	フリガナ		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円
			年 月 日			
			(歳)			
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒	フリガナ		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円
			年 月 日			
			(歳)			
1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒	フリガナ		配偶者 親子 兄弟姉妹 その他	万円	
		年 月 日				
		(歳)				

(記入上の注意)国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないください。

埼玉県農業近代化資金取扱要領

(制定 昭和41年 7月 1日)

(最終適用 令和 7年 9月11日)

第1節 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和36年政令第346号。以下「政令」という。）、埼玉県農業近代化資金利子補給規程（昭和37年埼玉県告示第161号。以下「規程」という。）及び埼玉県農業振興資金（昭和39年埼玉県告示第738号。以下「告示」という。）に定める資金に係る取扱いを定めるものとする。

(運用方針)

第2条 農業近代化資金は、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等（以下「農業者等」という。）に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金であって、融資機関及びその他の関係機関は、農業近代化資金の運用に当たって、次の各号に留意するものとする。

- 一 農業者等の経営状態を十分検討し、過剰な投資を抑制し、無理のない償還計画及び適正な貸付条件が、設定できるように配慮するものとする。
- 二 農業者等と一体となって、農業近代化資金制度の趣旨に沿った適切な運営ができるよう、農業者等に、十分な制度の説明及び指導を行うものとする。
- 三 融資機関は、農業近代化資金の融通に当たって、自主的な運営を基本とするが、市町村及び関係機関との緊密な連携を図り、農業政策の方向を確認し、指導金融としての実をあげるものとする。

(別要綱等)

第3条 事務取扱いについては、この要領によるほか、次に定めるところによる。

- 一 埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年12月16日決裁。以下「基本要綱」という。）
- 二 農業制度資金集計システム処理要領（以下「システム要領」という。）
- 三 農業近代化資金取扱基準（昭和61年3月13日決裁。以下「取扱基準」という。）

(定義)

第4条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた者及び同認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者をいう。
- 二 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。

三 集落営農組織とは、別表２の（注２）の１に規定するものをいう。

第２節 資金種類・貸付対象者

（資金の種類）

第５条 農業近代化資金のうち規程第２条の表の１から７に定める資金（法の対象とする資金。以下「法対象資金」という。）の種類及びその区分（対象別資金名）は、別表１中の１の表のとおりである。

２ 農業近代化資金のうち、法対象資金に対して、その使途に応じて、利子補給の上乗せを行う資金（以下「特利資金」という。）の種類及びその区分（使途別資金名）は、別表１中の２の表のとおりである。

なお、特利資金に対して、利子補給の上乗せを行わない法対象資金の使途別資金名を、「一般資金」とする。

３ 農業近代化資金のうち規程第２条の表の８に定める資金（法対象資金以外で、知事が特に必要と認めて指定する資金。）の種類及びその区分（対象別資金名）は、別表１中の３の表のとおりである。

なお、この使途別資金名を「農業振興資金」とする。

（貸付対象者）

第６条 農業近代化資金の貸付対象者及びその区分は、別表２のとおりである。

２ 農業者（法人等の団体を除く。）が、農業近代化資金を借入れようとするときは、償還完了時の年齢等の状況にも配慮して、適当と認められるものが借入れるものとする。

３ 埼玉県における農業近代化資金の融通に当たっては、埼玉県で農業経営を行うなど埼玉県の農業の近代化に資すると認められるものを対象とする。

（資金の種類と貸付対象者との関係）

第７条 農業近代化資金の具体的な融通に当たっては、農業者にあつてはその者の農業経営の近代化に資するもの、農業者組織にあつては、その直接または間接の構成員又は出資者の農業経営の近代化に資するものでなければならない。また、施設の性質、規模等から見て農業経営で使用する個人施設としては不適当なものについては、複数の農業経営で利用できる共同利用施設として造成取得等を行わなければならない。

第３節 融資機関等

（取扱融資機関）

第８条 農業近代化資金を取り扱う融資機関は、法第２条第２項の各号に掲げる融資機関のうち、知事が適当と認めて、利子補給契約を締結した融資機関とする。

２ 埼玉県において貸付業務を行う法第２条第２項の各号に掲げる融資機関で、あらたに農業近代化資金の取扱いを希望する融資機関は、利子補給契約の締結を別紙様式第１号により、知事に申し込むものとする。

３ 知事が前項の申込みを受けたときは、内容を審査し諾否を決定し、融資機関に通知するものとする。

４ 利子補給契約は、別紙１の利子補給契約書（例）に準じて締結するものとする。また、契約事項を変更する必要がある場合は、別紙２の利子補給契約の一部変更契約書（例）

に準じて変更契約を締結するものとする。

- 5 融資機関は、代表者等について、変更があった場合は、別紙様式第2号により、速やかに県に報告するものとする。また、融資機関が合併した場合は、別紙様式第3号により、報告するものとする。

（市町村の利子補給）

第9条 市町村は、規程第2条の表に定める資金に対して利子補給をする場合には、あらかじめ利子補給規程等を定め、その規程等に基づき融資機関と利子補給契約を締結し行うものとする。

（融資枠の設定）

第10条 県は、必要に応じて、融資需要見込額を調査し、融資枠を設定するものとする。

第4節 貸付条件

（償還期限、据置期間）

第11条 農業近代化資金の償還期限及び据置期間は、別表3に掲げる年限内に設定しなければならない。

なお、据置期間は償還期限に含むものとする。

- 2 償還期限については、融資対象物の耐用年数等を勘案し、据置期間については、融資対象物からの受益の始まる時期等を勘案して、年限を設定するものとする。
- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づく、同法政令（政令132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、別表3の1法対象資金に掲げる償還期限及び据置期間について、農業者組織を除き、それぞれ3年間延長するものとする。（ただし、政令（政令132号）第3条第2項で定める日までの間に貸し付けられるものに限り、償還期限にあつては最長20年間を限度とする。）

（貸付利率、基準金利、利子補給率等）

第12条 農業近代化資金の貸付利率、基準金利及び利子補給率等については、別に定めるものとする。

ただし、認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借入れる場合等については、特利資金としての取扱いができないものとする。

- 2 融資機関及びその他の関係機関は、農業近代化資金制度の趣旨、地域農業の振興上の必要性等を踏まえ、実情に応じ、より低利な利率が設定できるよう配慮するものとする。

（認定農業者等に係る貸付利率の特例）

第13条 第2の6に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）、東

日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成 20 年 10 月 16 日付け 20 経営第 4079 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

（貸付限度額）

第 14 条 法対象資金及び特利資金の合計の 1 農業者等に融通することのできる最高限度額（融資残高の最高額。以下「貸付限度額」という。）は、別表 4 中の 1 の表のとおりである。

2 農業振興資金の貸付限度額は、法対象資金及び特利資金とは別に対象別資金ごとに定められており、別表 4 中の 2 の表のとおりである。

3 前二項の規定にかかわらず、県は個別の資金融通に対し、予算額の範囲内で必要に応じて限度額を設定する。

（最低貸付額）

第 15 条 農業近代化資金の 1 件当たり貸付額は、1 万円を単位とし、30 万円以上とする。

（融資率）

第 16 条 融資率は、貸付対象事業費（千円未満を切り捨てた額。）の 100 分の 80 以内とする。ただし、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が 100 分の 80 を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは 100 分の 90 以内とする。

2 融資機関は、前項の規定において、必要やむを得ないと認められるときは、農業近代化資金融資率特例届（様式 7 号の 3）を県へ提出するものとする。

（認定農業者等に係る融資率の特例）

第 17 条 認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借入れる場合等の融資率は、前条にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

（集落営農組織に係る融資率の特例）

第 17 条の 2 集落営農組織が法人化を目指して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借入れる場合（別表 1 の大臣特認資金（7 号資金）の内の農村給排水施設資金及び特定の農家住宅資金を除く。）の融資率は、第 16 条にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

ただし、この融資率の特例は、貸付額が 3600 万円に達するまでに限り適用するものとする。

（補助残融資）

第 18 条 国又は地方公共団体等の補助金（交付金を含む。）の交付の決定を受けた事業について、補助残事業費部分については、農業近代化資金を融通すること（以下「補助残融資」という。）は、差し支えないものとする。この場合において、第 16 条、第 17 条及び第 17 条の 2 の融資率は、事業費の総額に対して適応することができる。

- 2 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

（償還方法）

- 第19条 貸付金の償還方法は、元金均等の年賦又は半年賦の方法によるものとする。
- ただし、償還金は千円を単位とし、貸付金を償還回数で除し、端数が生じる場合は第1回目の償還額に加えるものとする。
- 2 融資機関は、繰上償還があった場合、システム要領第8に定める特例償還報告書（様式第6号）を知事に提出するものとする。
- なお、繰上償還があった場合についても、約定償還額は変更しないものとする。

（約定償還日）

- 第20条 年賦償還の約定償還日は、貸付日から遡って、最も近い奇数月の20日とする。
- 2 半年賦償還の約定償還日は、貸付日から遡って、最も近い奇数月の20日とそこから6か月を遡った奇数月の20日とする。

（セット融資）

- 第21条 貸付利率が同じ法対象資金の二種類以上の資金（6号資金を除く）を同時に借入れる場合は、セット融資（以下「9号資金」という。）とすることができる。9号資金の償還期限及び据置期間は、事業費による加重平均とする。

第5節 借入及び利子補給承認の手続

（借入手続）

- 第22条 農業者が農業近代化資金を借入れる場合の借入申込手続については、基本要綱第3の規定によることとし、借入申込希望書と併せて別表5に掲げる関係書類（以下「借入申込希望書等」という。）を作成し、融資機関に提出する。
- 2 補助残融資については、補助事業実施計画の承認手続きと併行して、借入申込希望書等又は借入申込書等を作成し、補助金交付内示後速やかに借入手続きを行うものとする。

（融資機関の審査等）

- 第23条 借入申込希望書等又は借入申込書等を受けた融資機関は、農林振興センターに連絡の上、基本要綱第3の2に留意して内容を審査し、必要に応じて関係機関の意見を求め、適当と認められるときは、利子補給に係る融資枠を勘案してシステム要領第4に定める農業近代化資金利子補給承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を作成し、借入申込希望書等又は借入申込書等を添えて、市町村に提出するものとする。
- ただし、特に市町村を経由する必要がないと認められる場合（法第2条第2項第2号から第5号に掲げる融資機関が農業協同組合に貸付ける場合等とする。）にあっては、県（農業支援課）に提出するものとする。

（市町村の審査等）

- 第24条 市町村は、利子補給承認申請について必要がある場合は、融資機関等から事情

を聴取し、内容を審査し、申請書等に意見書（様式第1号－1）を付して所轄の農林振興センターに提出するものとする。

なお、意見書は当該市町村に「特別融資制度推進会議設置要綱」（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に基づく特別融資制度推進会議又は「市町村農林金融協議会設立推進要領」（昭和53年5月8日制定）に基づく農林金融協議会等が設立されている場合にあっては、当該協議会等の意見書をもって代えることができる。

ただし、認定農業者等が貸付利率等の特例を受ける場合並びに認定新規就農者が資金を借り入れる場合並びに集落営農組織及び集落営農組織が法人化するときとその構成員になろうとする者が資金を借り入れる場合には、経営改善資金計画について、特別融資制度推進会議の認定を求めることとする。

- 2 「特別融資制度推進会議設置要綱」第3の3の（1）に基づき、特別融資制度推進会議が審査事務を融資機関に委任した場合は、委任を受けた融資機関は内容を審査し、意見書（様式第1号－2）を特別融資制度推進会議に提出するものとする。

市町村は申請書等を農林振興センターに提出するとき、当該意見書の写しを添付するものとする。

（関係機関の審査等）

- 第25条 水産研究所は、第22条に基づく意見書を交付するほか、借入希望者に必要な指導を行うものとする。

（借入希望者への通知）

- 第26条 融資機関は、基本要綱第5の6に基づき借入申込希望書等の受理から原則として1か月半以内に借入希望者に対して、融資の可否及び融資審査の結果を通知し、融資を行う場合には、同要綱に定める正式な借入申込書の提出を求め、市町村等関係機関に提出するものとする。

なお、融資を行わない場合には、同要綱に定める総括表により借入希望者にその理由を説明するものとする。

- 2 融資機関は、借入者に対して、農業近代化資金制度及び手続等を十分に説明するとともに、事業の進行管理の指導を行うものとする。特に農業者等が利子補給承認日前に事業に着手することのないようにすること。

（承認権限）

- 第27条 貸付金額が1800万円を超えるもの及び法第2条第2項第2号から第5号に掲げる融資機関が農業協同組合に貸し付ける場合等については、県農業支援課長が承認事務を行うものとし、それ以外のものについては、農林振興センター所長が承認事務を行うものとする。

（事前協議）

- 第28条 融資機関は借入申込金額が1800万円を超える申込みがあった場合及びその他必要と認めるときは、原則として第23条により適否を決定する前に、関係機関と事前協議を行うものとする。

- 2 融資機関は、借入申込金額が5000万円を超える申込みがあった場合には、前項の事前協議は関係機関との事前協議会を開催し行うものとする。前項の事前協議において

必要と認めた場合も同様とする。

（農林振興センター所長の審査等）

第29条 農林振興センター所長は、利子補給承認申請について必要がある場合は、関係機関の意見を求め、内容を審査し、農林振興センター所長の承認分については利子補給の諾否を決定し、速やかに県農業支援課に報告するとともに、県農業支援課長の承認分については、申請書等を県農業支援課に提出するものとする。

（県農業支援課長の審査）

第30条 県農業支援課長は、利子補給承認申請について必要がある場合は、関係機関及び関係部課等の意見を求め、内容を審査し、予算の範囲内で利子補給の諾否を決定するものとする。

（提出期限等）

第31条 申請書等の提出期限及び提出部数は、別表6に定めるとおりとする。

（承認日）

第32条 利子補給の承認日は原則として、奇数月の10日とする。

ただし、その日が休日等（通常、承認事務を行わない日をいう。以下本条において同じ。）であるときは、その日からさかのぼって最も近い休日等でない日とする。

（承認通知）

第33条 県は利子補給の承認をしたとき、融資機関に対し農業近代化資金利子補給承認書を、農林振興センター及び市町村に対しては、農業近代化資金利子補給承認通知書を送付するものとする。

2 市町村は原則として、前項による通知を受けた後、市町村の利子補給に係る承認書を融資機関に送付するものとする。

3 融資機関は承認書を受けたときは、速やかに借入申込者に通知するものとする。

（貸付実行）

第34条 融資機関は、利子補給承認書を受けた後、承認日から2か月以内（特別な理由があると認められる場合は、6か月以内）の資金の必要な時期の1日、又は21日に借用証書の差し入れを受け貸付けを行うものとする。

ただし、1日又は21日が休日等（通常、資金の貸付業務を行わない日と認められる日をいう。以下本条において同じ。）であるときは、その日以降の最も近い休日等でない日に貸付けをすることができるものとする。

2 貸付けは、借入者の口座に、貸付金を振り替えて行うものとする。また、原則とし、貸付けに当たっては、農業近代化資金の受払用の口座を開設するものとし、開設しない場合は、融資機関は貸付金と他の資金とを区別しその把握をしなければならない。

3 原則として、貸付実行をする前に、貸付口座に自己資金分の受入れをしなければならない。

4 融資機関は貸付実行後、システム要領第6に基づく農業近代化資金貸付実行報告書（様式第4号）を作成し、県へ報告するものとする。